

## 第1回新城市地域産業総合振興条例審議委員会

平成26年7月25日（金）午後2時～午後4時30分  
新城市消防防災センター2階 災害対策本部室

○老平部長 皆さん、こんにちは。

産業・立地部長の老平と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、皆さん、大変御多忙の中、そして大変な猛暑の中を御参集賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

今、お見えになりました出席予定の委員さん、全員おそろいでございます。所用がございまして、お一人のみきょうは欠席となっております。

定刻になりましたので、ただいまから第1回新城市地域産業総合振興条例審議委員会を始めさせていただきますと思います。

最初に、新城市長から御挨拶を兼ねまして、条例策定に対する思いを話していただくことといたします。市長、よろしくお願ひいたします。

○穂積市長 それでは皆様、改めましてこんにちは。新城市長、穂積でございます。

第1回の新城市地域産業総合振興条例審議委員会開催をお願いをいたしましたところ、各界の代表の皆様、また、公募の皆様を含めまして、大勢の皆様にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。大変暑い中でありまして、皆様、お体をこれから大切にされて、夏を乗り切っていただけたらと思います。

さて、この新城市の地域産業総合振興条例のかかわることでございますけれども、もとの発端は、昨年の11月に行われました市長選挙に際しまして、私の第3期のマニフェストの中に、地域産業の総合振興というもの、そして、それに基づく条例を制定し、その条例によりまして、地域産業総合振興会議、これが司令塔となるという位置づけであります、書かせていただきました。

それにつきましての背景を、新城市並びに自治体が抱える基礎自治体の問題点を含めまして、少しのお時間をいただいております。

たまたま昨日、飯田市におきまして、中部地方の環境問題に先進的に取り組む5つの市が集まりまして、TASKIと言ひまして、Tは多治見、Aは安城、そして新城のS、そして、掛川、そして飯田の5つの市でございますけれども、その市が集まりまして、環境方針のサミットというのを開きました。その中でいろいろ議論を交わすわけですが、特に再生可能エネルギーの推進に関するさまざまな各市の取り組みが話し合われて、また、そこに合わせて環境省の職員の方もお見えになりまして、いろいろなセッションもいただいたわけでございます。

再生可能エネルギーの推進に関して、我々も条例を定めておりますけれども、特に3.11以降の大きな変化の中で、自治体が地域に存する資源を、地域のために使っていくという問題意識から、いろいろな取り組みが始まっています。

その中で、特徴的なものは、どの市も再生可能エネルギーに取り組むに当たりましては、基本的に地域の中でお金が循環をし、そして、雇用が生まれていくように、この再生可能エネルギーを促進していかなければならないという問題意識です。

元来、日本におきましては、エネルギー政策というものが、国が専門的に所管をしております、大規模な発電事業、送電事業を含めて、国とそれぞれのブロックごとの電力会社、あるいはガス会社の中で調整を図ってきました。ある種の独占が続いてきたわけでありまして、そうしますと、大規模集中型の発電施設を立地しやすいところにつくり、送電網を通じて消費地に送っていくという姿が一般的になってまいりました。

東京の主要電源を担っていた原発が、福島、あるいは新潟、柏崎等々にあるという、そういう状態でございます。大規模な発電の場合には、それもやむを得ない、あるいはエネルギーをまず整備するときには、それも必要で

あったかとは思いますが、その結果、地域はその大きな大規模の発電施設を、そもそも認めるか認めないかということで世論が真二つに割れて、いろいろ苦しい思いをしています。

石原環境大臣が、「最後は金目でしょう」と言って大きな問題になりましたけれども、いわゆる協力金等々の交付金等々を通じて、何とか地域を、過疎地の地域を含めて豊かにしていこうという思いと、そうした国の政策に結びついてきたわけですが、結果として、それで地域が真に豊かになったかという、いろいろな問題点があるのは御存じのとおりであります。

再生可能エネルギーは、基本的に地域にローカルに存在するエネルギーです。太陽光、風力、あるいは地熱、バイオマス等々、それを利用することが、発電も含めて、その成果が全て利益が地域外の外部資本の中に吸い取られていって、地域の中ではそれほど大きな利益が生まれにくいという事象がこれから起きていいのだろうかというのが、自治体の大きな関心事であります。

再生可能エネルギーは、ローカルなエネルギーだけに、発電をする地域の近くで消費をするのが、エネルギー効率もいいわけですし、そして、それが地域に還元されることで、初めて地域の住民が自分たち自身の地域の資源をエネルギー源として使ったり、あるいは売電収入を得て、それを地域の振興に回したりする、そういうことができるわけでございます。

デンマークは風力発電を導入したことで有名ですが、最初は、居住要件というのを設けて、その地域に3年以上住んだ者でなければ、風力発電の組合組織を立ち上げることができないという規定を最初につくって、それが地域の農業者ですとか、地域の皆さんがこぞって共同して風力発電をつくって、それで地域を潤していくという仕組みができた

と聞いています。同じような試みを日本でも行っていく必要があるというのが、今、環境再生可能エネルギーに取り組む自治体の大きな問題意識です。これはほぼ共有されてまして、恐らく10年後には随分と違った姿が日本の中で生まれてくるのではないかと思います。

この地域産業総合振興条例の策定についても、同じような目標意識を持っています。今まで産業政策というのは、大きな意味では国が方向づけをしまして、都道府県単位で、そのための基盤整備をしていく。港、高速道路、あるいはコンビナートの周辺の整備、ガス、電気等のインフラ、こういうものを行っていくというのが主導でございました。

基礎自治体である市町村がやるというのは、企業誘致をしたり、土地利用に係るいろんな区域を定めたり優遇制度を設けたりして、そうした国や県の進める大きな産業政策の母体の表に載るために、自治体はその受け皿をつくっていくというために、自治体の権限、予算を使っていくというのが基本の姿でございました。

そういう意味では、基礎自治体、政令市レベルは別としまして、小さな市町村には産業政策と言われるものがあつたのかといいますと、必ずしもそうではなかったというのが実態ではないかと思います。企業の誘致には大変熱を入れましたし、それによって今日この上の多くの企業の進出をいただいたわけですし、雇用も生まれ、経済も豊かになったわけですが、同時に、実態を見ますと、地元の地域の中での経済の実態、特にお金や雇用がその中で、地域の中で回っているように、あるいは無駄な流出、外に移転することがないようにというような意味の産業政策というのは、自治体ではこれまで持ってなかったのがほとんどだと思います。

そういうことに何とか歯止めをかけて、地域自らが、地域を振興していく方向を出して

いこうというのが中小企業振興条例の制定を皮切りに、全国で進んでまいりました。

私どもはそういう問題意識から、新たに産業政策を新城市として策定をしていこうということでございますが、その中でも、では、新城市が、市内の産業の実態を本当に知っているだろうかと言いますと、必ずしもそうではありません。それぞれ顔を合わせ、統計数字が出てくるわけでありませけれども、では、どの企業がどんなものをつくり、それをどこから原材料を仕入れているのか、金融はどういうふうにつけてるのか、そして、雇用の募集のルートはどうであるか、また、それぞれの企業の取引実態はどうであるか。もちろんそれぞれ企業の秘密がありますので、細かいことは別といたしまして、大きな意味の産業循環というものを新城市として把握をしているわけではありません。

また、地域に展開する産業間同士でも、お互いのことをそれほど深くは知らないのが実際ではないかと思えますし、産業の間でも、同じ製造業の間でも、隣の工業団地と隣を合わせる企業の皆さんが何をされているのか、別に知る必要はないと言えればそれまでのことでありますけれども、では、むしろ逆に、もしかすると、その実態をお互い共有して、例えば製品、原材料、資材の融通をし合うようなことができたり、あるいは雇用の情報を共有して、できるだけ地域で人材を育てていけるようにしたり、あるいは行く行くはそうした地域に必要な人材を育てるための教育制度をともに構築をしていこうとしたり、あるいは起業、業を起こす環境をどのようにしたら新城市では整備がしやすいのか、必要なのは技術なのか、金融なのか、あるいは教育システムなのか、あるいは販路、売り手、売り先なのか、これらを本当のところは問題意識をしっかり持ってやっていけば、よりコンパクトな形で、多くの価値を産み出せるはずのものがあるかもしれません。

また、今後、新東名が開通、若干1年遅れて残念であります、開通をしてまいりますと、観光の事業も、これから大きく力を入れていこうとしているわけですが、その観光産業においても、近年はいわゆる物見遊山から、体験型、学習型、あるいは問題意識を持った個人旅行の皆さんがたくさんみえてまいります。

そうしますと、農業との連携、地場産業との連携、さまざまな周遊回路の設定などにおいて、地域の情報をくまなく観光業と共有することが必要になったり、いろいろな可能性が出てまいります、まず、私どもはそうした足元をしっかり見詰めて、この地域のお金と情報と物と人の流れがどうなっているのか、これを新城市としてもしっかりと把握をし、そして、その把握をするプロセスの中で、過程の中で、産業活動を担っている皆さんと膝を突き合わせて問題意識を共有したり、あるいはどこが足りないのか、どこに主要な困難があるのか、こういうものを共に探りながら、では、解決の道をそこからどう生み出していくのか、これらについてある程度の方向づけをできていくような、そんな土台も、この条例の制定の中で作り上げてまいりたいと考えているところでございます。

後ほどまたいろいろな資料、あるいは学識の先生からの問題提起、先進事例などの報告があろうかと思えますけれども、今、新城市、奥三河地域、いわゆる人口減少という時代の中で、若者と女性が活躍できるまちをいかに作り上げていくのかということに必死になっております。それが地域を衰退させず、そして、少しでも地域の持続可能性が、地域に広がっていくように努力をしていかなければならないわけですが、その中の一番の基盤は、やはり何と言っても産業の形成になります。

また、戦後の成長期の中で、この地域の中で独自に技術をつくり、世界に勝負をする企業もたくさん生まれておられます。そうした

力を確信しながら、同時に我々地域が一体となって取り組むことで解決できる問題点を抽出しながら、そのための方向づけをしていきたいと考えているところでございます。

この委員会に対しましては、地域産業の総合振興条例の制定をお願いするものでございます。地域産業の総合というところも一つの味噌でございまして、それぞれの中小企業振興、農業振興、あるいは観光振興、それぞれの振興の計画等々が、新城市でも曲がりなりにも、不十分ながらもあることはあるわけですが、それら相互間の連携、1次産業、2次産業、3次産業、そして6次産業というような言い方もございますけれども、そうした新しい地域の連帯の輪を、産業というものの舞台の中で築き上げられたかという問題意識も持っているところでございます。

大変いろいろまとまりのないことを申し上げましたけれども、要は人口減少という中、また、経済の国際化という中で、いかに地域の中で光り輝く人々が活躍できるような場をつくり上げていくのか、その中で無駄な流出を防ぎ、少しでも地域の中の経済循環が豊かに回っていくように、次の世代につながるように、そういうために、産業総合振興条例を制定し、その中で総合産業振興会議というようなものを設けていきたいと考えているところでございます。

また、最後になりますが、現在、新城市では庁舎建設に取り組んでおりまして、この庁舎建設におきましても、地域の企業、産業の皆さんが、この庁舎建設を有効活用して、技術の習得や、あるいはメンテナンス、あるいはさまざまな連携活動をしながら、少しでも大きな巨額の投資事業が地域経済に豊かになるように、回っていくように、そういうところに意を注いでいるところでございます。

たまたまと言いますか、ちょうど時期を同じくいたしまして、政府においては来年に向けて、来年度の主要な眼目が、地域の再生、

地域創生ということ掲げております。アベノミクスの効果が地域に波及するようというところでございますので、そのためには何よりも地域自らが、方向を自ら作り上げ、そのための受け皿をつくり、資金、人材、技術等呼び込めるような魅力ある、求心力のある地域になっていくことが必要かと思っております。

この振興条例の制定の審議の過程、また、それをつくり上げるプロセスの中にこそ、次の方向が形づくられていくものと思ひ、皆様方に大変御多忙の中、それぞれお仕事、それぞれのかかわりの中で、大変御多忙のこととは存じますけれども、新城市の一つの次の世代につながる会議と御理解いただきまして、皆様方のお力添えをお願いする次第でございます。

多少雑ぱくではございましたけれども、本委員会の開催に当たりまして、市の考え方の一端を御説明を申し上げました。どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（加藤副課長）ありがとうございました。

続きまして、委員委嘱を行いたいと思ひます。

なお、本来ならば委員皆様に委嘱状の交付をすべきであります。次第裏面にございます委員の1号にあります学識経験者、愛知大学、鈴木誠先生に代表して委嘱状のほうを受理していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○穂積市長 委嘱状、鈴木誠様。新城市地域産業総合振興条例審議会条例第4条に規定する委員を委嘱する。任期は同条例第1条に規定する答申をする日までの間とする。平成26年6月1日。新城市長 穂積亮次。

よろしくお願ひします。

（委嘱状交付）

○事務局（加藤副課長）ありがとうございました。

皆様には机の上にございます委嘱状を一度

ごらんいただきまして、訂正等ございましたら、後ほど御連絡いただければ訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、市長につきましては、公務が重なっているため、ここで退席させていただきます。御了承ください。

○穂積市長 失礼します。よろしくお願いいたします。

(市長退席)

○事務局(加藤副課長) それでは、審議に入ります前に、審議委員会の条例について、事務局、川合のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局(川合課長) 資料の1ページをご覧ください。

新城市地域産業総合振興条例審議委員会条例というような形になっております。こちらにつきましては、地域における産業の総合的な振興を図るということで、基本的な事項を定める条例、以下、地域産業総合振興条例というふうに言わせていただきますが、策定と方向の必要事項を定めるということの審議をお願いするものでございます。

組織として3条で、委員会は委員16名以内で組織するというので、皆様に今回、委嘱をお願いさせていただいております。

それから、委員につきましては、1ページの前の名簿のとおり、1号、学識経験者、それから2号、市内の各種団体を代表する方、それから3号、公募による市民の方ということで、4号には今回の区分で行政ということで、副市長を委員とさせていただいております。

任期は先ほど申し上げましたとおり、条例の案を答申いただくまでということでございます。

それから、5条には、委員会の組織の部分の役員として、委員長と副委員長を置くということになっております。

2ページをお開きください。

会議でございますが、委員長が委員会を招集して、議長となるということになっております。

それから、委員会は委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

それから、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定するところによるということになっております。

庶務につきましては、第7条で、産業・立地部産業政策課で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

審議委員会の条例の内容につきましては、以上でございます。

○事務局(加藤副課長) 続きまして、審議に入ります前に、本日、第1回の委員会ということもありますので、鈴木誠先生から順番に自己紹介のほうをお願いしたいと思います。

○鈴木誠委員 皆様こんにちは。先ほど市長から委嘱状をいただきました愛知大学地域政策学部の教授をしております鈴木誠と申します。豊橋から参りました。これからどうぞよろしくお願いいたします。

○権田委員 皆さんこんにちは。新城市商工会の総務委員長を務めております権田と申します。出身は作手でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○海野委員 愛知東農業協同組合、JA愛知東の常務の海野と申します。出身は新城市須長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員 農林業のところ、新城森林組合の組合長をしております山本勝利です。川合です。よろしくお願いいたします。

○加藤委員 観光業ということで参らせていただきました新城市観光協会理事、加藤直詳と申します。職業としましては、湯谷温泉等で旅館をやっておりますり、地域の組合長などもさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○荻野委員 金融業ということで、新城金融

協会の荻野と申します。三菱東京UFJ銀行の新城支店長でございます。住まいは、今、豊橋の会社の寮におりまして、自宅はちなみに神奈川県でございます。よろしくお願いいたします。

○今泉委員 こんにちは。新城労務対策協議会、そしてものづくりをします工業を主体とした事業所の団体の会長をしております。オーエスジー株式会社新城工場の今泉と申します。よろしくお願いいたします。

○梅津委員 こんにちは。同じく労使団体のほうの愛知県の労働者福祉協議会東三河支部で副支部長をやっています梅津といいます。会社は横浜のほうで、私は労働組合の支部長をやらせていただいてまして、あと、この地域では、連合愛知の東三河の代表をやらせていただいています。そういった意味では、新城市に住居を構えておりますので、ぜひともよろしくお願いいたしますと思います。以上です。

○中根委員 医療・福祉事業の新城市医師会副会長の中根でございます。よろしくお願いいたします。私個人は、この近くで小さい医院を開業しております。

○青山委員 こんにちは。医療・福祉事業の介護事業のほうでございます矢部地区にあります社会福祉法人一誠福祉会特別養護老人ホーム麗楽荘の荘長をしております青山と申します。今、新城には3拠点、そして豊橋には5拠点ということで、東三河には8拠点というような施設でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木延良委員 お願いいたします。新城市区長会の副会長を務めさせていただいております鈴木延良と申します。鳳来地区の代表区長ということで、住まいは愛知県民の森の入り口にありますが、この1年よろしくお願いいたします。

○鈴木太委員 皆さんこんにちは。その他ということで、新城青年会議所より参りました

鈴木太と申します。ふだんは新城市大野にて建設業に勤めております。よろしくお願いいたします。

○菅谷委員 こんにちは。初めまして。私は、一般公募の一般枠で採用されました菅谷浩久と申します。よろしくお願いいたします。家は新城市の富永になります。今、仕事のほうは、新城市のほうで林業関係で、業界とか、そういったところで仕事をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅見委員 浅見雪絵と申します。八名井地内で学習塾をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○広瀬委員 こんにちは。新城市副市長の広瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（加藤副課長）ありがとうございます。それでは、本日、委員名簿3番目にございます新城建設業協会の副理事長、小笠原喜好様のほう、欠席されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

その前に、事務局のほうの職員を紹介したいと思います。

○老平部長

私、新城市で産業・立地部長を務めさせていただいております老平と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（川合課長）産業・立地部の産業政策課の課長をさせていただいております川合と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（加藤副課長）産業政策課の加藤といいます。よろしくお願いいたします。

○事務局（谷川主事）同じく産業政策課谷川です。事務局をやらさせていただいております。今後、いろいろとお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

○事務局（加藤副課長）本日は、私の左側に関係各課の職員の方もみえておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議事項に入らせていただき

ます。

まず、委員長選出されるまでは、事務局のほうで進行のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

審議事項1番、委員長等の選出についてです。

委員長選出のほうはいかがいたしましょうか。

特に選出のほう、ないようでしたら、事務局案といたしまして、川合のほうから説明させていただきます。

○事務局（川合課長） それでは、事務局案を御提案させていただきたいと思えます。

名簿の1号の学識経験者であります愛知大学の地域政策学部教授、鈴木誠先生を委員長にお願いをしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（加藤副課長） ありがとうございます。それでは、委員長のほうは、愛知大学地域政策学部教授の鈴木誠先生にお願いしたいと思えます。

（委員長席に移動）

○鈴木誠委員長 改めましてということになります。今、委員長のほうに御推挙いただきました愛知大学の鈴木です。

先ほど市長が、この条例策定に向けた意気込みと申しますか、マニフェストはもとより、この新都市の置かれた状況を踏まえながらのお話をいただきました。きょうはその市長のお考えを一番各分野からの確に、そして希望を持って捉えられる皆様方が、きょうこちらにおみえになったというように私は理解をしております。

これから、この条例素案の検討に向けての審議等を進めていく上で力を精一杯発揮させていただくように努力したいと思えますので、これからの時間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。それで

は、委員長、よろしくお願いいたします。

○鈴木誠委員長 それでは、不慣れではありますが、私のほうがこの審議委員会の司会のほうを進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、まず、この委員会において、委員長のみならず、副委員長を選出して、運営をするということになっておまして、副委員長について、皆様方のほうからどなたか、自薦、他薦ございましたら、出していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私が豊橋市におりますものですから、地元の実情について総括的にも助言をいただける方でないかということで、先ほど自己紹介もいただきました副市長の広瀬委員を副委員長としてお迎えしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。それでは、広瀬副市長のほうに副委員長としてお迎えさせていただこうと思えます。こちらのほうへよろしくお願いいたします。

（副委員長席に移動）

○広瀬副委員長 皆さん、改めましてこんにちは。ただいま鈴木委員長のほうから、副委員長ということで、頭がぼうとしてますが、委員長の補佐をさせていただきますので、この審議会がいい案がまとまるように努力してまいります。よろしくお願いいたします。

○鈴木誠委員長 それでは、早速、この条例の検討に入ってまいりたいと思えます。

本日の審議事項、今、1番について行いましたが、これから、この次第に従いまして進めてまいりますと、（2）の他市の策定状況というところ、こちらのほうに進めさせていただきます。

こちらについては、事務局のほうから、まず、委員の皆様方に説明をさせていただこうと思えます。それで、事務局のほう、よろし



くお願いします。

○事務局（川合課長）続いて、他市の条例の策定状況について、座って御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、条例の策定の前に、この委員会のスケジュールというものを皆様で確認をさせていただきたいというふうに思っておりますので、5ページのスケジュールの内容をご覧ください。

まず、最初、4月に公募委員、それから団体の委員の就任依頼等をさせていただき、6月1日に委員会の設置をさせていただいております。

その後、今回の第1回の委員会を開く準備をさせていただいております。実際に、この委員会を発足し、今年度につきましては、4回の委員会を持ちたいというふうに考えております。

答申につきましては、平成27年度の7月を予定させていただいております。

それから、実際に、これからどういう形で、この審議の委員会を運営していくかという内容の案でございますが、先ほども市長のほうからも話がありましたとおり、実態を把握するということが大切ではないかということも加味しております。この実態把握というところを進めさせていただき、下の3番目のカテゴリーのところの振興条例というものの案をつくっていく内容でございます。

市民の方々からの幅広い意見を取り入れていきたいというふうに思っておりますので、パブリックコメントの意見募集等を進め、最終の条例案を検討して、今のところの予定ですと、平成27年9月の新城市議会に上程し、御審議をいただいた後、条例制定をしていく大きなスケジュールにつきましては、5ページの内容で進みたいと思っております。

ただ、この委員の方々のお考え等も含めて、

これは予定でございますので、若干の進行の早い、遅いという部分はあるのかもしれませんが、その辺はなるべく委員の方たちの意見を集約させていただきながら、進めたいと思っております。

では、先ほどの他市の策定状況につきまして、御説明をさせていただきます。6ページをお開きいただきたいと思います。

地域産業総合振興条例にかかる他市の状況ということで、県内の安城市、高浜市、それから、県外ではございますけれども、こちらは実際に行くということではありませんでしたけれども、視察のほうは上の2市を実際に行かせていただいて、お話を伺っております。

条例策定の経緯としましては、安城市におきましては、リーマンショック時の市議会からの要望と中小企業団体の協議会からの陳情があったという内容から、条例制定をしております。

条例制定の施行日は、平成24年の7月でございました。条例名は、安城市中小企業振興条例という内容でございます。

それから、高浜市につきましては、23年12月に市の商工会から議会へ条例制定の陳情があつて、それを議会で採択したということから始まりまして、そのとき、同時に、市の総合計画というものがございまして、その産業観光部門という内容の懇談会等の意見聴取もして、経緯としてあつたということでございます。

高浜につきましては、25年1月に施行しております。高浜市産業振興条例というふうな名称になっておりました。

高浜市は特に三州陶器瓦の地場産業というものもございまして、こちらの内容も条例に明示をされておりました。

それから、条例策定の委員会の有無、それから実態調査、それからパブリックコメント等の内容につきましては、両市とも委員会、新城市のようなこういう形の委員会は設置し

ておりませんでした。ただ、実態調査というのは、安城市はしておりませんでしたけれども、高浜市につきましては、ちょうど先ほど申しあげましたとおり、市の総合計画というものがございましたので、そちらの策定時に調査をしております、パブリックコメントも実施しております。

それから、条例制定後の政策としては、安城市におきましては、中小企業のコーディネーターという方たちを雇って、設置をして、企業情報を、そのコーディネーターの方たちが2名で連携を取り合うというような形で、政策のほうに還元するという形を特徴的にやっておみえになりました。

それから、高浜市につきましては、アクションプランというものをつくって、検証をしておりますが、ただ、高浜市につきましては、実際に連絡会議等を持つということにはなっておりませんが、なかなか連絡会議が持てないというような内容も聞いております。

それから、千葉県の佐倉市につきましては、こちらは産業振興条例というのを平成22年の4月に施行しております。こちらにつきましても、条例制定に関する委員会は設置しておりませんでしたけれども、調査は実施しており、ビジョン策定時ということで、その翌年に産業振興ビジョンというのを策定する中で、アンケート調査、ヒアリング調査等をしておりました。

こちらにつきましては、アンケート調査は、農業、商業の部門と工業の部門でございます。それから、ヒアリングにつきましては、団体の長の方にヒアリングをするというような形をとっております。パブリックコメントも市民からの意見を実施したという内容でございます。

新城市につきましては、先ほども市長のほうから説明させていただいたとおり、条例の制定の経緯という部分では、市長マニフェス

ト、3つの重点施策のうちの一つ、「地域産業を強くし、暮らしが立てられるまちをつくりたい」という内容から、この振興条例のほうを策定をしていこうということで、平成27年度の策定予定ということで、ここは御訂正していただきたいと思っております。

それから、審議会は、やはり丁寧な実態調査ということがあって初めて条例の内容をつくっていくべきではないかということもございまして、アンケート調査、ヒアリング調査というものを実施したらどうかということでございます。

それから、先ほどのスケジュールの中でも申しあげましたとおり、パブリックコメントも実施していきたいというふうに考えておまして、条例制定後の政策としては、市長からも話がありました地域産業振興会議というような形をとって、進行管理等もしていこうではないかという内容でお話があったということでございます。

条例制定の部分につきましては、以上でございますが、関連がありますので7ページ、8ページ、この表にある部分を見ていただきたいと思います。

(委員長の了承を得て)

では、実際にアンケート調査等の詳細はどうであったかという内容でございます。

高浜市につきましては、アンケート調査のみ、要は郵送で配布し、回収ということもしております。工業が200事業所、商業が50事業所、いずれも無作為抽出という形で対象を絞り、調査をしております。

調査項目としては、共通項目と、工業と商業、それぞれに業態、業種による違いもございまして、設問についても若干の違いがございます。

それから、佐倉市につきましては、先ほども御説明させていただいたとおり、1番で郵送回答をするアンケート調査、それから、こちらはコンサルさんが入っております、市

とコンサルさんが直接訪問して聞き取り調査するヒアリング調査、この2つをしております。

アンケート調査につきましては、農業で800事業所、それから工業が100事業所、商業、サービスということで800事業所、いずれも無作為抽出の上、しておるという内容でございました。

それから、調査項目としましては、共通の調査項目の部分と、それから、自由意見というような形、それから、農業、商業の部分では、以下の内容等の調査項目もございました。こちらのほうは有効回収率ということが出ておまして、農業においては19.75%の有効回収率、それから工業につきましては58%、商業につきましては、こちらはちょっと消えておまして申しわけございません。あとで御説明させていただきます。

それから、ヒアリング調査につきましては、商工会議所 青年部、女性部、建設業部会という形の、新城市でいうと商工会に当たるとは思います。そういう形の組織の各部会の会長さんの方、それから、JAにつきましては、青年部、女性部、各生産部会の方、それから観光協会・青年会議所、商店会、それからまちづくり団体等のNPOの団体も含んでいるということでもございました。

調査項目としては、団体の長ということもございまして、団体活動の課題だとか、団体活動をどういうふうにしていくかとか、そういう方向性も含めて、この後、市の産業の振興ビジョンをつくるということで、ビジョンに望むことというような内容をヒアリング調査しているという内容でございます。

(「中小企業振興条例で地域をつくる」の著書を示して)

他市の状況の部分で、鈴木誠先生からも情報提供いただきまして、こちらにあります中小企業振興条例で、地域をつくるというところの内容の中にも、墨田区の内容が載ってお

りまして、こちらは180人の市の職員が、約9,000だったと思いますけど、その方たちに全てのところにヒアリング調査に行っているというような状況把握をするという自治体もあるということで、御説明を終わらせていただきたいと思います。

今のところ、新城市としては、どういうふうに考えているかという内容を御説明させていただきます。

まず1つが、アンケート調査をさせていただけたらというふうに思っておりますし、具体的につきましては、総合振興条例ということで、農業、商工業、観光業、林業、それから、介護、医療につきましても、実態を把握できるデータ収集、分析等ができるものにしていきたいというふうに思っております。

それから、ヒアリング調査につきましては、これも実施したいと思っております。民間の営利の部分、それから非営利の部分の、佐倉市で言う団体という部分ではなくて、もう少し個人事業主の方も多い部分がございますので、個人の部分につきましても、ニーズ把握をさせていただきたいというふうに、案として持っております。

やはり両方するというのは、やはりアンケート調査でどうしてもフォローできない意見という、切実な要望というものを、いかに収集し、条例の中で書き込んでいくかということも共通認識の部分では必要かと思っておりますので、このあたりもしていきたいというふうに考えております。

それから、済みません、9ページ、10ページにつきましては、ひとの関係の部分の内容で産業関係の基礎資料ということで見ていただければというふうに思います。平成22年の国勢調査による産業関係にかかわる基礎資料ということでございます。

それから、続きまして、11ページにつきましては、経済センサス基礎調査というところから見た民営の、要はこちらは営利事業の

新城市における事業所数、一番新城市で多いのは卸・小売業、それから建設、製造、生活関連というような形の産業構造が事業所の数としてはあるというような状況。

それから、従業者数から見ると、やはり製造業にお勤めされている方、それから卸・小売業、建設業というような形になっているというものも見ていただければというふうに思います。

それから、12ページにつきましては、平成2年からの上に順々にあがっていて、平成22年の国勢調査の内容でございます。就業者数が、平成2年から新城市でいうと12%減っている。人口は9%ですが、就業者数は12%になっている。それから、第1次産業、第2次産業、第3次産業の部分では、第1次産業、第2次産業は減っておりますが、第3次産業は若干増えております。それから、奥三河地域というものも考慮して、設楽町、東栄町、豊根村の部分も入れさせていただいております。

それから、雇用者数は、新城市においてはマイナス3%というような状況でございます。

以上が、資料の説明とさせていただきます。

それから、もう1枚、このA4横の資料を見ていただきたいと思います。実態調査の概要というものを若干まとめさせていただいております。目的につきましては、実態をいかに把握するかということを考えておりますし、対象者というのが、こういう形で農業から介護、医療事業者の部分までの農業と林業の方はこの部分でございますし、建設業から医療・福祉サービス業につきましては、先ほどの経済センサスの基礎調査から、こういう事業所があげられているという内容でございます。

それから、体制という形、調査をどういうふうに進めるかということで、あとで御議論いただくわけなんです、大学の学生さん、それから、この委員会の委員の方から御推薦

いただければ、ワーキングメンバーという方たちを御推薦いただいた上で、そういう方たちとともにやりたいというふうに思っております。

それから、7番のところには、非営利法人というような形で、これは市民推進課という市の所管しているところから資料をいただいて、そちらについても面接調査等をしていきたいということで、今のところ事務局案としては、こういう形をとりたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。きょうは第1回目ということでもありますので、事務局等からの資料の説明、あるいはこれからのこの委員会の進め方についての委員の皆様への説明が多くなる可能性も最初のところはありますけども、最初はちょっと御辛抱いただければというふうに思います。あとでまた皆さん、意見交換を進めさせていただく時間を設けますので、最初のところだけ御了解いただきたいと思います。

今の市のほうからの説明について、何か御質問とかありますでしょうか。どんな点でも結構ですが、いかがでしょうか。

また、あとで皆さんから意見をいただく時間を設けたいと思いますけど、ひとまず最初に、資料のほうの説明を追加でさせていただいてよろしいでしょうか。その上で意見交換を一つずつ進めていきたいと思いますので。

それでは、事務局への質問とか、あるいは調査の要望とか、その辺については、あとでまた委員の皆様からどしどし出していただくことにしましょう。

それでは、きょうは私のほうも少し資料を用意してまいりましたので、その説明もさせていただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

きょう、皆様方の先ほどテーブルのところにも用意させていただいた資料があります。何

かと言いますと、まず、中小企業憲章というふうに書いてある資料、右側でとじてあるものですね。これの両面刷りの資料がずらずらというふうにあります。これを今から最初にごくごく概要だけを紹介をさせていただこうと思います。

それから、一枚物なんですけれども、「これからの産業振興の方向」と題した資料があります。これタイトルを変えたいんですけども、先ほど課長のほうから説明があった東京都の墨田区の産業振興のマスタープランの成果の一枚物なんです。これをあとでまた簡単に御紹介をいたします。

それから、金融商品取引法等の一部を改正する法律の内容ということで、改正金融商品取引法、これが御存じのとおり5月30日に公布されました。このことが特にこれからの地域産業の振興にも、特に起業ということにも大きな後ろ盾になる可能性も出てきたという話題を、ほんの少しあとで紹介いたします。

そして、両面刷りのものなんですけれども、細かなデータを、ほんの少しですけども、と、それかにチャート図を載せたものを皆様のお手元にもお配りしてあります。

こういったコピー物を用意させていただいたついでに、もう一つ、墨田モダン2010か2012というブランド認証、承認アンドメニューという資料が、これは現物ですけども、お手元におありかと思えます。2010から2011ということで、一応、過去のものになっておりますけれども、今日も引き続き、実は出されているものでもありますが、こういった資料を簡単にあとで御紹介をします。

お手元のほうに皆さん、ありますでしょうか。事務局のほうにはちょっと今、最後の資料はお手元がないかもしれませんが、あとでまたお配りいたしますので、しばらく御容赦いただきたいと思えます。

それでは、話を戻しまして、きょう、皆様

方にお配りした資料の、今、説明した順番に簡単に説明してまいりたいと思えます。

実は、2010年、ちょうど今、自民党政権ですけれども、その前の民主党政権のときに閣議決定された中小企業憲章というものがあります。実はこれは、その前のさらに自民党政権、国の政権のことはどうでもいいんですけども、こういう国の政府のほうで、実はいろんな中小企業や、あるいは農業、林業、漁業等々の分野も含めて、さまざまな実は業界団体からの要望もあって、特に地域の産業振興を活発にしていかなければ、これからまずいということで、特にその地方、地域の事業所の中でも中核となっている中小企業について、振興を責任持って進めますという宣言が、2010年6月18日の閣議で決定をされました。

この中小企業という定義は、これは中小企業基本法の中に書かれていますので、ここでは省略をいたしますけども、要は、大企業は非常にグローバルなマーケットを視野に置きながら、現地主義を進め、そして、国内でも新たな事業分野を開拓して、そして、独自に力強く事業展開をしていく力があるものの、そのような大企業との下請を含めた緻密な取引をして、部材等を供給したり、あるいは新しいデザインをはじめとしたビジネスチャンスの提供をしたりしてきた中小企業は、なかなかその大企業のような大胆な投資行動を含めた運営ができないという現実がある中で、この中小企業が、やはり持っている雇用吸収力であるとか、それから、事業の核心の部分であるとか、さまざまなことを考えると、やはり中小企業というものは、これは単なる規模の問題ではなくて、日本の産業を支えていく非常に重要な分野であるという認識の中から、雇用をつくり、あるいは雇用を守る、さらには地域の経済の活性化を進めていく等々の観点で、この中小企業を積極的に育成、支援しようという宣言を出しました。

そのことをここに延々と書いておられますけれども、そういう中で、特にこの次のページのところになりますけれども、次のページのところで、行動指針というのが、ちょっと②ページというふうに書いておいたんですけども、その3番目に、行動指針というのがあります。これは政府の行動指針なんですけども、ここで1から8まで具体的に書かれています。実はこれを読んでいくと、そうすると、政府も遅まきながら、こういう観点に立ってくれたのかなというふうな認識を持たざるを得ない箇所が幾つも出てまいります。

例えば、七番というところですね、漢数字の七を見ますと、地域及び社会に貢献できる体制を整備する。いち早く市町村はこのことに気づいて、中小企業や、あるいは農林水産業や、それから、医療・福祉の分野の重要性に立って、いろんな振興策をとってきたというふうには先ほど市長もおっしゃっていました。国はようやくこういう観点を非常に重視するようになったというわけです。

中小企業が商店街や地域経済団体と連携して行うものも含めて、高齢化や過疎化や環境問題など、地域や社会が抱える課題解決をする、活動を広く支援する。お祭りや町おこしなどの地域のつながりに努める活動への中小企業の参加も支援をする。また、熟練技能や伝統技能の継承も後押しをしていきますというようなことを言ったり、そのために8番目には、中小企業の影響を考慮しながら、政策を総合的に進めていくということで、縦割りではなく、関係省庁が横に連携しながら、起業、転業、そして新規事業展開の支援策含めて頑張る。そういうことで教育や、あるいは金融や、さまざまな領域とも連携をして、実際に事業を通じて経済をつくっていくところで、資金ショートなども起こさないようなきちっとしたサポートをやっていきたいということを言い始めたということです。

さて、このような中小企業をはじめとした

地域の産業を総合的に支援していくという宣言をした国は、もうこの段階では世界どこでもありまして、宣言をただけでとまっているのが、まだ日本なのかと、先進国の中ではそうも言われたぐらいでした。

そういう中で、例えば、3ページをご覧ください。③というところで、先ほど事務局のほうからも説明があった東京都の墨田区中小企業振興条例というものの、原文のコピーをここに用意しておきました。昭和54年のということが書いてありましたけども、要は、地域産業振興にかかわる条例の検討、新城は本日をもって始めますけれども、全国で最初に地域の産業振興にかかわる法整備を進めて、動き出したのが東京の墨田区でありました。

東京の墨田区の御出身、あるいは東京、関東方面の御出身の方も、皆さんの中にも多いかというふうに思いますけれども、墨田区と言えば、これはカネボウであるとか、セイコーであるとか、今日では非常に有名になった企業が、もともと発祥した、そういう地区でもありました。中小企業の町、地場産業の町というふうにも言われたところだったわけですけども、人口が日本各地から集まって、そして、住工混在をする中で、非常に公害が生まれて、そして、大手企業の事業がしにくい環境や、あるいは中小の取引する会社なども非常に事業を継承する上でやりにくい、そういう実は環境になってきたという中で、どんどんと、いわば区外に事業所が流出をしたりとか、それから、倒産をするということが起きてまいりまして、そういう中で、当時のここで言う墨田区長、公選の区長ですけども、この方がいち早く、これではまずいということで、改めてこの墨田区内に集積をしている大企業をはじめとして中小企業の実態調査をやろうということで取り組みを始めて、そして、制定したのが、この条例であります。内容については簡単に書かれておりますので、先に進めます。

4 ページのほうをご覧ください。下に④と書いてあるところです。これが東京の墨田区で中小企業振興条例をはじめとして、中小企業あるいは地域産業振興施策を展開してきたプロセスなんです。この中で、ちょうど1975年に特別区の区制が始まって、公選区長が生まれて、と書いてありますけども、いち早く77年に、この中小製造業実態調査というのを行いました。先ほど課長が言われたように、区内の約9,000の中小の製造事業所の悉皆調査を、区の職員、係長級が180人出て、悉皆調査した。全部1軒1軒回って、訪問調査をしたということが余りにも実是有名になりました。

しばらくその後に継ぐ自治体はなかったんですけども、その後、どんどん生まれてまいりまして、実は、今日では非常に多くの市町村が、この条例をつくるというところまでこぎつけてきたというところなんですけど、しかしという話がまた後で出ますので、これはちょっとパスしたいと思います。

実は、このような条例をつくるということなんですけれども、条例をつくってお終いのところが、本当は大変多いわけです。けれども、条例というのは、今日の地方分権、地域主権と言われる中においては、この条例がまちづくりには、あるいはまちの産業をこれから活性化していく上での根拠となる法律という性格を持っています。したがって、その法律に基づいて推進体制をしっかりとつくって、そして、推進をしていく根拠として、生かさなければなりません。また、しないならしないということで結構だ。そのかわり将来には自己責任をとることが一方であります。

新城の場合には、先ほど市長の言われている置かれた状況は非常に厳しいという現実がある中で、その厳しい現実を克服していく産業面の手だてとして、この墨田区に学びながら、条例をつくっていかうということだろうと思います。

さあ、それで、では、どのような調査をしたのかということが⑤に書かれております。ご覧ください。これが資料、墨田区中小製造業実態調査票、実際に使われた調査票なんです。従業員5人以上の事業所ということで、1977年のそのものを、きょうコピーして持ってきたわけですけども、これ左から右へというふうに見ていくものです。

ご覧のとおり、まず、まず1から6までは、これは属性について、まずは調べております。つまり、こういうことも所管課の担当者以外にはわからなかった時代だったんですね。データベースというものがまだ存在しない状況です。ですから、外部から企業に来てください、来てくれればうれしいということまでとどまって、あとは税務上の相談に乗るのか、あるいは工業高校の卒業予定者とマッチングをさせるとか、そんなようなことしかなかった時代でした。

以下、8番、9番というように、具体的に実は調査をしていくということを初めて行ったというわけです。

12番をご覧ください。そうしますと、12番というのは⑤の12番ですね、質問項目の。墨田区に立地して、特に有利な点についてお答えください。本当は何が有利かということを知っていて、いろいろと企業にアピールするんですが、この時代、まだ何が地元で有利なのかということも、十分行政が把握せずに、とにかく立地してくれればありがたいし、なるべく出ていかないでほしいというような気持ちがありました。

13番の設問でも、墨田区に立地して、特に不利、不便な点について何かということをお教えしてほしいというようなことになります。

次の6ページを見ますと、そうすると、14番には、近い将来、墨田区から他地域へ移転計画がありますかというような、このあたりは切実な、実は本音を聞きたいところの質問が出てまいります。まず、このあたりで取

っかかりをつくって、あと悉皆調査で詳しく聞いていくということをしていったということです。

15番は、最近の景況、そして16番は生産経済ということで、売り上げ、年商を聞いたり、そして、地元から海外に東京港とか、それから横浜港を通じて、川崎港を通じて輸出をするということもしておりましたので、どれぐらい輸出しているんですかというようなことも聞いておりました。

今後の経営方針としては、続けるか、拡大するか、やめるかというような問いかけなど、ずうっと、あと資金問題がどう変わるかということも含めて、詳しく聞いていくことにいたしました。

このようなヒアリング調査をした上で、先ほどの一枚物の条例がようやくできたということなんですが、実は、この条例で終わらなくて、4ページの資料のところにもありますように、今度はこれを総合計画に生かしていくということや、それから産業振興のマスタープランをつくるということに進んでいくことや、そして、中小企業センターをつくって、業種交流事業、今日の商工会の皆さんが積極的におやりになっていることを、当時、行政が商工会議所と連携して、こういうことを行っていた等々が、この平成元年までのあたりで詳しく書いています。

今日では、日本全国からファッションをはじめとして、さまざまな起業をしてみたいという若者たちが、実はここにもこぞって集まってくる町に徐々に変わってまいりました。私も、実はここには何度も伺って、ここで会社を起こしている仲間もいます。私も小さいですけども、会社を今まで3つほど起こして運営してまいりましたが、そういう経験からすると、このプロセスというのは非常に丁寧な実は条件があったなということを、現時点でも感じておりました。

その後、ここでは何を進めてきたかという

と、大きく2つです。

1つは、ブランドをつくるです。地場ブランドというものを徹底してつくっていくということです。

そして、2つ目は、御存じのとおり、東京にはとても大きな建物ができました。あれは何だったかな、今、ど忘れしましたが、この間、行ったところで、皆さんも行かれたと思いますけども、スカイツリーです。だんだん物忘れが激しくなってきました、スカイツリーができて、そのスカイツリーで年間400万とか500万とかの観光客がやはり来るような時代になっています。

そういう観光客を観光客で終わらせない、先ほど体験ということも言いましたけども、地場に集っている中小をはじめとした産業が、業態変革をしたりとか、あるいは観光と融合して、地元のブランドをどんどんとアピールしていく、こういう産業と観光の融合、融和というのを、今、積極的に仕掛けていく、そういうプランと実際に事業を展開するまでになってきたということが、ここの中でわかるようになっております。

さて、それで、この実は調査票をきょうお見せしたのは、新城ではこういうものも参考にして、これから調査のアンケートの中身づくりとか、それからヒアリング、何をするかということを議論しなきゃいけないということが、一つはあったもんですから、その原点のたたき台をきょう、お見せしたということなんです。

さて、もう一つ、簡単に資料を説明します。北海道、うんと飛びまして、帯広市の資料もつけておきました。実は、先ほどの東京の墨田区は区の産業振興のためです。しかも、総合的な産業振興に今日変わってきているので、そういった点では参考になるところもあるんですが、帯広の場合、皆さんも帯広は遊びに行かれたこともあると思いますし、この帯広の中小企業、あるいは地域経済の振興条例の



大きな特徴は、ちょっとだけ読ませていただきます。

帯広市の中小企業振興基本条例と書いてますね。ここは実は、墨田区の担当者にたくさん来てもらって、勉強会を地元でやりました。中小企業の団体の皆さんとか、それから酪農関係の皆さんとか、さまざまな業種の方たちがお集まりになりました。特にここは金融関係の地元の帯広信用金庫をはじめとして、地元の金融関係者が非常に熱心に場所の提供や、いろんな情報提供もされました。

この大きな特徴は何かというと、帯広市のこれは条例なんですけども、帯広市の産業というものは、これは帯広市だけで成り立っているわけじゃない。つまり、市を取り巻く十勝地方、十勝地域という、十勝というイメージがわからないかもしれませんが、広さは岐阜県と同じだと考えてください。愛知県よりもでかいということです。岐阜県と同じ規模の十勝地方の中核都市ということから、ここでは帯広市の産業振興を考える上では、帯広市と、そして十勝地域にある地域資源の価値を見詰めて、再評価して、そして、帯広市と十勝地域の広域の雇用の確保や拡大と、そして、市民所得の向上を目指していくということに徹底してこだわることです。

これはなぜこんな資料を出したかということ、新城も実は新城市のみでなく、東三河とか三遠南信とか、やはりこれから高規格の高速道路が本格的に開通すると、さらに、広域的な生活経済圏を意識して、それを活用して、新城の活性化を図っていく必要が出てくるだろうと。その点で、この帯広の条例というのは、全国の中でも、新城のこれから条例を考えていくときに役に立つ可能性があるということ、きょうはほんのさわりだけ御紹介いたしました。

さて、それで、詳しいことは、この⑧、⑨あたりに書いておきましたので、ご覧いただければと思います。

それで、最後のほうになってまいりましたが、⑩というところがございます。実は⑩は、これは何かというと、つい2カ月ほど前でしょうか、皆さんもショッキングな話題が走りましたが、日本創生会議という、東京に本部を置いている民間の団体になってますけども、政府と非常に強いパイプを持っている。会長さんは、前の岩手県知事で、総務大臣もやった増田さんです。彼の委員会が、消滅可能性都市の発表をいたしました。全国1,700ほどある市区町村の中で、愛知県もその調査対象になりまして、愛知県からも実は名前を出して、ここはこれからなくなるという町が紹介されました。2010年を起点として、2040年までの間に、約30年の間に20歳から39歳までの女性が、いわば社会減等をしていって、そして、50%を割るという、そういう可能性のある都市です。ということは、お子さんを産んで、そして育てていく機会が、町から失われていくということです。

愛知県内の市町村の中で、新城市が都市の中では唯一、その指定を受けてしまいました。指定を受けたというよりも、新城市はせっかく合併をしたんだけど、放っておくと、2040年には新城市で20歳から39歳までの女性の半分以上が市外に流出をして、この市内でお子さんを産んで育てて、人口の再生産ができる町ではなくなって、そして、町が消えるということを宣言されてしまいました。そのことが、全国各地で実は話題になりまして、実は内々ではそうかもしれないなというふうな感じを持っていたところもあったようですが、新城はどうでしょうか、このあたり、皆さんの率直なお考えを聞きたいんですけども、そういう現状の中で、一方で日本創生会議では、幾つかの対応策も出しました。この右側にあるところが、モデル1から6までの対応策ということで、実は紹介されておりました。

モデル1をご覧ください。産業開発型モデルということで、地域の特徴ある資源を生かして、産業化を進め、そして、女性が雇用できる環境、働ける環境とか、それから、男性と女性が共働きをして、家計の所得の水準を高めて、消費を活発化できる、そういう条件にあるとかということをご説明しています。新城の場合は、もしかしたら、このモデル1が、このような消滅可能性都市からの脱却というものを考える上で、大事なヒントになるかもしれません。その具体的な事例を事例1、2、3、4、5ということで紹介してありますので、ここはまたぜひ皆さん、お読みいただければと思います。

女性の变化率、つまり女性人口が増えていく可能性とその要因をまとめたのが左側にあります。愛知県内では、日進市、それからみよし市、そして高浜市が、ここで出てきていますけれども、町村では幸田町が出ています。幸田町は私どもが実は住んでいるところで、ほんとかなというふうに思いますけれども、出ております。こういう情報をきょうは皆さんにお出ししました。

さて、あと一枚物について簡単に御紹介をします。先ほど東京の墨田区の話を出しましたが、墨田区も実は条例をつくって以降、本当に毎年毎年、実態調査をやり直して、そして、データベースを一生懸命作りました。つまり具体的な実態が把握できなければ、つまり処方せんがなければ、どんな国の補助金や、あるいは市独自の施策をやっても、それは空振りに終わるといふことなんです。外から、外部から言われずとも、まずは実態をみずから把握して、そして、市内の全ての課で状況を把握して、そして、民間の方たちにも協力をいただいて、地域開発をしていくということです。

これが一枚物なんですけれども、墨田区に行くと、いろんなところに置いてあります。何かというと、これがマスタープランの概要版

なんです。後でお返ししますが、  
「楽しくあれ」というふうに書いてあります。「墨田区に住み、働く人々が墨田らしさであるものづくりの文化に誇りを持ち、楽しく過ごして」ということで、具体的に楽しく過ごすにはどうしたらいいかということが細かく書いてあります。本当、これ使いにくく、真ん中が切ってありまして、要はいろんな工夫がしてあるので、皆さん、どうぞお返しください。こういうものが、これは行政の発案という、行政と民間が一緒になって作ったものということです。

その中で、それをまとめたのが、「これからの産業振興の方向」という一枚物の紙に書いてあるものなんです。東京だから本当に人が集まってきて、安泰だろうと思ったら大間違いで、ここも放っておいたら消滅可能性都市の候補に挙がる町でもありました。けれども、ああいうタワーができたことによって、思わぬ外部効果が生まれてきたと。じゃあ、それを内部化しなきゃいけないということで、今、いろんな取り組みをしております。

さあ、それで、私のほうの資料の最後として紹介するのは、この横長のものなんです。細かな数字が書いてあるので、見にくいので、ポイント的に紹介します。

まず、この資料のこれからの地域産業の総合的な振興をというふうに考えていく考え方で役に立ちそうなのは、このチャート図が書いてある地域経済の基本構造と書いてあるんですけども、これは私がよく使うものなんです。それを用意して、⑤なんです。⑤というもので、開放体系の2地域経済システムと書いてあります。産業振興といえば、経済の活性化ということです。農業にしても林業にしても、そして、福祉や医療等々、サービス産業にしても、教育もそうですけど、生産活動、つまり皆さんが働いて、そして、物やサービスをつくって、ただつくっただけではだめなので、それに値段がついて、そして、初めて販売を

されていく。販売をされられれば、それは所得が生まれてきます。生産がまずはある。そして、次に、それが売られて、所得になります。所得になれば、それが個人の所得にもなるし、会社の利益にもなるし、そして、取引先の企業の収入にもなってまいります。そうして初めて今度は、個人はコンビニとかスーパーで買い物をするし、そして、いろんなサービスを買ったり、教育サービスを買ったりということもしますし、旅行にも行ったりもできます。そういうふうにしてお金が回っていく。それでまた、産業が活性化するということになります。

こんなふうにして、経済という言葉で言えますけれども、生産と、そして流通、そして分配、支出というものが、繰り返す、繰り返す、この新城の町や新城を起点として東三河で行われていくようにすることが、この地域産業振興条例の大きなねらいになるだろうというふうに思います。それがなくて一方通行だったら、やっぱり人口はどんどん減っていくだけ、先細りだけになっちゃいます。

さあ、それで、その裏側をご覧ください。細かな数値を載せておきましたけれども、その中で、まず、右側をご覧ください。右側に10年間のGDPとGNIと書いてありますけど、要は、今言ったGDPというのは、この市内で物やサービスを作って、どれだけのお金を産み出していくかという金額を表しています。そして、これを平成13年度、そしてGNIというのは、今度は新城に住んでもらえる方たちが、市内と、そして市外でどれだけのお金を得ておられるかというものの数値の合計なんです。これは、総務省の統計で発表されております。

そうすると、新城って皆さん、どこかおわかりですか。新城というと、非常に特徴的なことがわかってきたんです。これ本当、簡単な図なので、一言だけで紹介しますと、新城市を見ると、平成13年度のGDPが199

030という数字が載ってますね。それに対して、同じGNIのほうの平成13年度を見ると、147563という金額になっています。その差額が51467ということで、新城では、市内でいろんな生産活動があるんですけども、しかし、市内で働いている、市内に住んでいる人たちのいわば所得、あるいは市内で事業をやっている人たちの所得ということをはるかにあふれて、市外に流出をしていく、つまり所得の流出減、これはどういうことを意味しているかというのは、これは後で言います。

ということで、市内の所得の流出率25.9%という数字なんです。これが平成23年度には、41.1%に増えています。これは一つは、横浜ゴムさんをはじめとして、大手企業や中小企業の皆様が一生懸命事業をやられて、そして、生産活動を活発化という面もあるんですが、市内に住んでいる人たちが、その所得、いわば受益を受けるだけの人がいないという、つまり市外から働きに来て、この市内で生産された果実を持っていかれるということなんです。これはいいような面ではあるんですけども、今度は個人住民税の負担、そういうことになると、みんな豊橋とか豊川のほうで税金を納めてしまうので、市のほうの税収になっていかないもんですから、いろんな福祉や医療関係の必要なサービス産業も展開できないということになってまいります。こういうことが一つ大きくて、実は新城というのは、非常にそれが顕著な、愛知県内でも顕著な所得の流出都市ということが言えて、その傾向を強くしているところなんです。

それに対して、同じ安城市とか高浜市という条例をつくったところは、その規模が小さくなっているんです。このことをしっかりと実は見ておかなきゃいけない。だから、新城が消滅可能性都市というふうに言われたのは、やはり人口が減っていくだけじゃなくて、働いて収入を得るところが減っていくというこ

とが非常に顕著であるということが言えるんです。

その左側のところには、この市町村民所得の内訳というふうに書いておきまして、これは細かな数字ですので、見るところは2カ所だけです。新城を見ますと、そうすると、企業所得というのを見ると、17.5%なんです。その内訳を見ると、民間法人企業、つまりこれは大企業とか中小企業でも元気のいいところ、これが6.7%しか占めておらずに、10.9%、個人事業所の皆さんが頑張っておられる。

こういうふうにして、新城は非常に生産活動は活発なんですけども、中小、特に個人を含めた中小の事業所の皆さんが一生懸命やっておられる。でも、それが市内で働く人たちが増えてないということで、その人たちの所得に還元されていかないということで、市内でも消費をされないということで、市外でお金を使っている方たちが多いということになってしまっている。これが、やはり今後、条例などをつくって、市内で生産活動をしたものが、市内の皆さんの収入になって、そして、市内でもたくさん消費をされていくことができるようにすることが、条例でできるといいなことなんです。

特に、その前提としては、環境に配慮した、あるいは環境再生という観点、先ほど市長が言われたように、環境に負荷を与えるような形で、GDPが伸びてもしょうがないので、環境に配慮した環境を再生しながらの、これからこういう経済循環を満たしていくのが大事だということだろうというふうに思います。

いろいろたくさん資料を御紹介させていただきましたけども、最初でしたので、どうぞお許してください。

ということで、新城が今、直面していることは、外にいる者から見ても、これは放っておけないことじゃないかなというふうに思い

ます。そういう中で、これから新城市で産業振興を持続的に進めていく、さらには最先端の再生可能エネルギーなどもうまく取り込んだ経済をつくっていくというような根拠となる条例をつくりたいが、皆さん、どんなお知恵があるでしょうか。どんな方法でつくったらいいでしょうかということ、これからの委員会で審議をしていこうということになります。

前置きが随分長くなりましたけども、私のほうからの話題は、これで終わりたいと思います。

それでは、この条例策定に向けての委員の皆様のお考えとか、思いとか、あるいは質問とか、率直にこれから出していただく時間を30分間設けたいと思いますので、これから皆さんのほうにマイクを渡していきたいと思えます。

皆さんのお話の途中で、これからの進め方についての事務局の提案を後で出してもらおうというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、いかがでしょうか。この条例策定に向けてのお考え、委員の皆さんの思いなども紹介していただけたらと思います。どなたからでも結構です。

マイクを持っていきますので、マイクを使ってお名前を、録音している関係もありますので、お名前を述べていただくことに御協力をお願いします。

それでは、挙手をしていただきたいと思います。

それでは、最初なものですから、全員の皆さんから意見をいただくということもよろしいでしょうか。

じゃあ、権田さんからマイクをお渡ししますので、お願いします。

○権田委員 いろいろと資料を、なかなか頭の中には入らなかったんですが、商工会といったしましても、やはり昨日も理事会というの

がございまして、毎回出てくるのが自主廃業という数と、新たに加入される方がほぼ一緒、もしくは廃業のほうが多いというのが、ここ一、二年、状況としてあがっているというところがありまして、商工会の会員も、ほとんど5名を下回るような零細企業が多く、家族で経営している商店さんとかが多いということと、やはり人に対しましては、皆さん、雇用もなかなか受け皿がないということと、人が少ないということで、商売もなかなかうまくいってないとか、売上げが上がっていかないというところもあったり、いろんな問題を商工業者としては抱えておりますので、その辺を少しでも解決できるような施策を、この振興条例委員会で皆さんと一緒に検討させていただいて、地域が少しでもよくなればというふうに思っていますので、これからもよろしくをお願いします。

以上です。

○鈴木誠委員長 では、隣、山本さん、お願いします。

○山本委員 森林組合の山本です。山という形のことを考えている第1次産業に入りますけども、今一番問題になっていることは、後継者がいなくなってきたということ。なぜ後継者がいないのかということ、結局、要するに新城は周辺部の地域の人たちが、そこに住もうとしても、収入源がないということで、結局、後継ぎが外へ出てしまっているということ。

それと、もう一つは、現在の木材の値段を考えたときに、もう以前のようなことは、ほとんど望めない。どういうことかということ、山の木を切って、それを運搬して市場に出したら、手元に残るのがごくわずかか、もう赤字になってしまうというようなこと、そういうことを考えても、山の木を切っても仕方がない。そのまま放っておくしかしょうがないんだと。簡単に言ってしまうと、余りいいことばかりではないです。悪いほう、悪い

ほうへと行っちゃうわけですが、そういう状況の中で、そういう産業のことを考えていく。

実際に、じゃあ、森林組合がこういう形でやっていくのかどうか考えたときに、今のところは間に合うと。県のほうで森と緑づくり税というような、そういう形の事業があり、その補助金、あるいは国からのそういう補助金の体制が一応できてますものですから、それが今の形を成り立たせているのかなという感じがしております。だから、今後、10年たったら、果たしてどういう状況になっているか。

だから、こういう、きょうお話を聞いておりました、大変だなという感想を持っております。

以上です。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。

続いて、荻野さん、お願いします。

○荻野委員 金融協会の荻野です。金融なんで、いろんな業界の方々とお話しする機会が多いんですけど、全般的に人手が足りないのかなと。人材不足と言っていて、派遣もなかなか来てもらえない。逆に、新城だと来てもらえるというような状況も起きているように思います。

人が住みにくいというようなことが起きているんじゃないかと思っておりますので、そこんところを何とかできるような策が、市として打ち出していければ一番よろしいのかなというふうに思っています。

以上です。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。梅津さん、お願いします。

○梅津委員 ちょっと私も勉強不足なんで、ちょっとおかしな話になるかもしれませんが、労働組合が、私の企業、生まれが新城じゃないもんですから、福岡のほうから来たもんですから。特にこの数値、特にGDPの先ほどの話じゃないですが、うちはどちらかという県外から来る人が多いもんですから、県外

から来て、新城に住もうか、こういうことがやっぱりどうも今の若い人を含めて考えにくいとか、生活環境なのか、それとも住居を決めてないのか。それとも今、うちの組合員を見ると、どちらかと言うと豊橋・豊川に住居を構える人が多くて、そういう意味では、やはり先ほども少し話があるように、人も少ないとは思いますが、どちらかと言うと、そういった意味で住めるというか、住みたいようなまちづくりをですね、そうすることによって、人が集まるわけですから、どちらかと言うとそうなると、やはり活気も出てくるのかなと。

御存じのように、労働組合で仕事をしていると、いろんなところへ、特に尾張のほうへ行くことが多く、三河と尾張で、こんなに違うのかというのの一つ。名古屋を過ぎると明るいんです。夜の町が明るいという言い方が正しいかどうか。やっぱりこっちへ少し会議なんかで寄ると、新城って暗いんですね。要は街灯が落ちているんですね。

そういった意味で、活性化をさせる、先ほどの墨田区じゃないんですけども、やっぱり人の集まるという、集まってくれば、どうしても、中小、特に飲食店、活性化がされるだろうし、もっと言えば、豊橋市なんか行くと、アクロスみたいな、一大何とかイベントというのが、そういうのがある。そういった意味で、やはりこの収入が減っている、要は市税がみんなというのは、やっぱり、これは死活問題であり、お金も回らなくなるわけですから、そういった意味で、この中小を含めてなんですけど、そんなことをやっぱりきっちり、我々の中で、考えるべきなんだと。

要は、よく言われるけども、横から見たり、上から見たり、下から見たりと考えいきますと、何が、やっぱり何か足りないんだというところを、それをやっぱりこういう部分で、目標、条例になっておりますね。そして、いろんな物が入れば、活性がされるというよ

うな形での、先ほども後継者の話もありますけども、そんな部分では、どんどん人が逃げているところがあるというふうに、ここを抑えるのが一番、まず、やらなきゃいけないことかなあと、こういうふうに思います。

主旨が違うかもしれませんが、そういった意味で、少し、今、新城でもし住むんであったらと、我々の組合員に問うと、大抵、「うーん、ちょっとね」と言われるのであれば、やはり特に正直に言うて、最後は心配なのは老後だったわけですね。御存じのようにバスも少ないですし、そういった意味では、作手のほうでうちの先輩がいましたけども、みんなやっぱり作手から出て、病気になる救急車でも30分以上かかるんだと、心筋梗塞なんか起こしたら、もうだめなんだという話ですし、やっぱり離れていくという、そういうのを若い人を見ると、また、同じように出ていっちゃうなど、そんなことも入れながら、少し見方を変えると、若者の対策含めて、条例の中に入れることが一つの、何といいますか、少し楽しいというか、ここにいろいろ書いてある見方でできるかなと、そんな感じで思っています。

○鈴木誠委員長 どうもありがとうございます。では、青山さん、お願いします。

○青山委員 高齢者の分野からでございますけど、先ほど国勢調査を見ると、愛知県が65歳以上の占める割合が20%ですけど、新城市は28%としたら、高齢化は40%を超えているという時代で、2025年には団塊の世代が後期高齢者になるということで、それがもう30%になるという、微増になるということになりますけど、やはり高齢者の元気な地域というの、そういうのも必要かなというのを思います。

それと、私、さっき言った豊橋からこちらに、新城に通ってきますけど、来る道中はとても緑がきれいで、すばらしいないつも思っているんですけど、そういった農業や林業

等、それをうまく活用し、いろいろとできないかなという、最近、中国、最近ではないですけど、以前からありますけど、そういった安心・安全の食材というのも提供できるし、それを加工する工場等をこちらに誘致して、安全な食品を提供できるというのも考えてはどうかと思っております。

あと、人材不足でございますけど、やはり同じように、うちの施設も豊橋からも結構、3割、4割がやっぱり来ておまして、新城から募集しても、ほとんどやっぱり来ないというのが現況であります。

その若い人ですかね、新しい人はどうしたら新城にということで思いますけど、まず、若い人ですね、人材育成ということでございまして、残念ながら、大谷大学というのがあったんですけど、それがなくなってしまって、少しそちらも福祉の学校だったものですから、期待をされていて、看護学校にはなったんですけど、そういった教育を、学校を誘致するというのも、ただ、お金等いろいろと要すると思うんですけど、秋田とかああいうところで、すばらしい教育をしているということもありますので、そういった点もあるのかなと思います。

あと、もう一つ、こちら新城というのは、歴史ある町ということでございますので、そういったものも少しアピールをして、すると、いろんな形でサービス業も、先ほど観光の湯谷温泉とかそういうところもありますので、全体的に盛り上がるなと思いますけど、それとあと、いろいろアイデアがございまして、想像力を持って、墨田じゃないですけど、住みやすい町というのがやっぱり一番重要なと思います。やはりアイデアを出し合って、何とかそれが実現できるように、豊橋市民ですけど、私も1年前ぐらいに新城に来たんです。まだなかなかその辺もわからないことづくめですけど、新城の市民のために何かできることをとろうと思っておりますので、個人

でもそういうことで努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。では、よろしく申し上げます。

○鈴木太委員 私ども青年会議所はふだんからまちづくり活動ということでさせていただいておりますけども、その活動の中から見ると、新東名が1年延期されましたけども三遠南信が通り、これから東三河にしてもこういう傾向ができていくという、地域の枠組みが変わっていくという中でありますので、そういった中で、その波にのまれないように、しっかりその産業の振興を新城にしっかり作っていかないと、いろいろ交通網ですとか、そういったものが変わっていく中で、単なる通過するだけの町にならないように、まずこの町の適切な調査をしていく必要があるのかなというふうに感じさせていただいております。

ただし、それでも、若手の農業従事者ですね、新しく農業を始めたいという者もおりますし、それから、若い世代は、私も新城で育って、高校を卒業して大学、就職活動、一旦は新城を離れていく若い人が多いですけども、そういった方々が、また地元に戻ってこようと思えるような元気のある町になっていくように産業振興の形をつくっていければなというふうには思っております。

以上です。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。では、浅見さん、申し上げます。

○浅見委員 このせっかく女性が一人、若者枠で受け入れられているので、その点からちょっと話したいと思うんですけど、お話をきょうも聞かせていただいて、私が思っていたのは、少子化の問題が気になるなと思うようなところにリンクしたところがあるんですけど、私も八名井出身で、お姉ちゃんときはクラスが、3クラスあったけど、私のときは

2クラスになって、今は息子は1クラスになって、本当にどんどんどんどん減ってきて、今、学習塾で中学生とか幼稚園とか教えているんですけど、中学生の子たちが進路指導するときに、この子の年で考えると、将来、まちに出なさいということを書いて、なので、全体として新城がいいなと思いますけど、個人としては、今の段階で考えると、やはり出させてあげたいなというふうに思ってしまうことがあって、私も名古屋にも、東京にも住んでいたことがあるんですけど、女性の進出の面では余りにも新城は、特別に遅れているというよりも、進出する気が余り女性にもない感じはあるんですけど、さっきの新城市の消滅の危機というところを聞いて、まさに自分のことかなと思って、例えば、伴侶の都合で新城を離れることになったとしても、全然、じゃあ、私、新城を出ますと思うんだと思うんですよ。全然、新城にこだわろうという気が、自分、仕事もむしろしますけど、それでも家族がそういうふうならとで思ってしまうので、面白みがないというところがあると。

それから、GDPとGNIが対立というところで、東名、新東名のこともそうですけど、第1次産業に力を入れているのかなという感じですが、結局、そういう建設業かだと、お父さんが通勤できてしまうので、豊橋市なんかで通勤されている方がすごく多いなと思って、そうすると、第2次産業を頑張っても、新城の存続というふうにつながらないような気がして、だったら、そこは逆に、新城が子育ての拠点になれば、子供はどうしても通学圏内に住まないとしようがないので、そうすると、親も必然的にそこに家を構えるんじゃないかなと思って、お父さんが一人だけちょっと遠くに通いなさいよとか、そういうふうに逆になればいいんじゃないかなと思います。

私、今、新城で子育てしていて、東京で満

員電車の中、朝、黄色い帽子かぶって、一生懸命、ぎゅうぎゅうに押されながら通学していた子たちを見ていると、本当に安心というのはすごくあるので、若者というまとまりじゃなくて、独身層と、若者の中の子育て層とで全然求めるものが違うので、独身層というのは、便利さの面で全然来てはくれないので、幾ら大学生とか社会人とか、親もそうですけど、独身はやはり不便なところに来たがらない。だけど、それが子育てになった瞬間に、もう安心が絶対の第一条件になるので、不便ぐらいでもいいかなというふうに思えるので、第3次になると思うんですけど、そのときは、子供をいかに住ませたいと思わせるかということを進められたらいいなと思います。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。僕と変わったなと言いまして、切実さが全然違うなというふうに今聞いてて思いましたけども、皆さんも多分、相当感じられた方も多かったですね。

じゃあ、まずは皆さんの意見を伺うことを優先しましょう。

じゃあ、こちらにマイクありますので、いいですか、こちらから進めていただいて。

○海野委員 海野でございますけど、農協関係でございますけども、いろいろと聞かせてもらって、本市でいかにお金を回すことを考えたいなというふうに思います。今、やはりGDP、GNIの流通のほうを見ましても、10年前と比べて、私たちの若いころは車に夢中になったりして、小遣いをタイヤに、ガソリンにということ、当時は地元の修理屋さんで車屋さん、ガソリンスタンドとか、いろんなところに近くでお金が回っていたと思うんですけども、今、若い人たちで、どうでしょうか、買い物は豊橋、あのショッピングモールですか、小遣いは携帯や、そういったスマホのほうですか、そういったものに結構自分の持っているお金は全て都市とか、そういったほうに出ていってしまう。やっぱりそ



ういうことで、地元の方にお金を使ってもら  
うという手があってないなというふうに考  
えているわけでありませう。

農協でこれにつままして取り組みをす  
ることになるわけ、農協のほうでは市内  
の飲食店組合の方の協力を得て、また観光  
とか、旅館業の方の協力を得まして、地元  
農家応援の制度という制度も、半年ぐら  
いにやりましたので、それはどういう制  
度かという、農協のグリーンセンター、  
産直ですね、この野菜をどれだけ買っ  
ていただくかといいますか、飲食店の皆  
さん、それから旅館業の方に買っていただ  
く方に、プレートをつくりまして、この  
お店は地元農家を応援する店ですよとい  
う、プレートの認定書を送りまして、こ  
れをレジのところに飾っていただきます。  
そのプレートについても、田口高校のキ  
ーを使いまして、田口高校と地元の協賛  
で、そしてプレートをつくらせて、表示  
していただく。それによって、農家の人  
たち、地元の農家の人も、その野菜が  
新鮮で、安全な野菜を買っている。出  
ている同士、飲食店や旅館の皆さんも  
このプレートを見た場合、何もこちらの  
ほうに来ていた観光客の人が、名古屋  
と同じものを食べに来るわけではなくて  
、やはり地場産の野菜を食べに来たい  
という願いで来ているということであ  
りますので、そういった面のつき合い、  
お互いに相乗効果、それからお互いに  
PRしましょう。例えば、農家の人が  
法事とか何かやる時には、俺んちの  
野菜を買ってくれるお店に行くように  
PR、そういったお互いに宣伝をやりま  
しょうというように取り組んでおるわけ  
ですが、これがなかなか広がりには限  
界があって、別に農協を通さなくても  
、地元の農業を応援するという形で  
度外視しておるので、そういった部分  
で、何か職員ができればいいかな、お  
力添えをいただければ、農家の方、声  
をおかけいただけるんでないかなとい  
うことを、ちょっと一つの関連できる  
事業かなと思っております。

ます。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。  
加藤さん、お願いします。

○加藤委員 観光業でございます。宿  
泊業、それから飲食店、土産物店など  
、複合的な業種ではございますが、我々  
は、したがってこの地域から離れられ  
ない、この地域が発展しないと、自分  
たちの商いというものも栄えない業種  
ではございます。

この業界を取り巻く環境としましては  
、当然、商工会のほうでも発言があ  
ったとおり、まず、従事されていら  
っしゃる飲食店だとか、土産物屋さん  
なども、皆さんどんどん高齢化が進  
んで、後継者がいなくなって、ここ  
から先、大分飲食店もまた観光業の  
施設というものも減っていることは  
避けられないなという時代ではござ  
います。

そして、やはり人材不足ということ  
を皆様、御指摘されましたが、そ  
れも同様でございます。私、個人の  
会社であれば、地元の高校からも  
当然新卒の採用などもしております  
が、それだけではやはり間に合わな  
かったりして、また来年4月に向け  
て、これでことしは沖縄にまた取  
組んでいかなきゃいけないのかな  
というふうなふうに思っております。

ただただ、それもまた、たぶん消費  
産業の方々が、沖縄も限られてい  
るものですから、これもまた、こと  
し、厳しいなあなんていうて考  
えております。

なかなか人材不足という、本当に  
こんなだったらいいですか、今、皆  
さんが、JAの件でおっしゃって  
いただきましたが、国もまた考  
えております。

なかなか人材不足ということ、本  
当にこんなだったらいいですか、  
今、皆さんがJAの件でおっしゃ  
っていただきましたが、この取組  
もまだまだ観光協会は、正直申し  
上げて出ていないのが現状では  
ございます。私どももやはり、皆  
さんなかなか休みを求めて遠く  
へ周遊されていくような傾向が多  
く見ら

れて、まだまだ地域での存在、旅館のPRが  
しきれていないなというふうに考えておりま  
す。

こういった条例の制定なのか、それとも、  
かえって具体的な観光の振興策なのか、卵が  
先なのか鶏が先なのかじゃないですけども、  
本当に総合的に、これから先、この地域を観  
光で盛り上げていくには、総合的に産業政策、  
大変な時期だとは思いますが、そこは大きな  
絵を描いていかないといけないなというふう  
に思っています。

そして、観光振興ということと言うと、や  
はり外から来るお客様は、どちらかと言うと  
新城というものはイメージは持っていらっし  
ゃらなくて、奥三河という中にそのイメージ、  
ここから先は奥三河のブランディングという  
ことを私は課題だというふう考えていますが、  
そんなこともセットで、観光に関してもいろ  
いろ進めていけたらなと思っております。

行く行くは、この墨田区のものはおそらく、  
こんだけおしゃれなものができればいいなど、  
何かそんな奥三河、墨田がこれを奥三河のブ  
ランドに変わっていてもいいのかなという  
ふうに思っております。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。  
じゃあ、今泉さん、お願いします。

○今泉委員 それでは、新城労協でやる今後  
の新城市内の事業として、観光協会の納涼花  
火大会への協力など進出企業、その中に横浜  
ゴムさんはじめ大きな会社がございました。

私どもも31年前に新城に入ってまいりま  
して、それがよくもうかる仕事でしたけども、  
そこへ入ってきたんです。済みませんが、考  
えてみれば、工場を新城にということ考え  
ておりまして、この地域に敷地があり、そこ  
で、労働力が入って、工業用水ですかね、も  
う一つのアクセスというのは空港に近い、海  
に近い、空港も少し距離はありますが、そ  
んなに悪い条件ではないといったところで、  
工業誘致という観点から捉えれば、まずまず

ではないかなと思います。

あえて言えば、下水道が完備されてない  
ということがあります。その中で、会員の中に、  
新城市民の比率がどれぐらいかということ  
を把握していませんで、自分の工場でも最近、  
新城市民のことがわかってなくて大変申しわ  
けないんですけども、そういう工場としては  
比較的来易いのかなと思います。

今もちょっとお話にありましたけど、新城  
に住もうという、そういう動機になる魅力あ  
ると思うんですね。なかなか自然に恵まれ  
るが、関係ない場合もあるかとは思ってす  
けども、飯田線も接続というものを考えると  
1時間に1本ぐらいしかない。

それから、我々の工場でも、例外的に従業  
員のけがもありまして、そうしたときに、緊  
急的に運ばれるのは、新城市民病院でない  
ところに運ばれちゃうということで、市民病  
院に入っていけない。そんなに大きな病院が  
ない。安心して住める町だというと、少し  
でもなるのかなと、よそから来た人間とし  
ては感じています。

○鈴木誠委員長 どうもありがとうございました。  
では、鈴木委員さん、お願いします。

○鈴木延良委員 お願いいたします。区長  
でもありますけど、今、私はシルバー人材  
センターに少しかかわっておりますので、  
ちょっとその辺のところ、過疎の町とい  
うんですか、どんな状況かという、シル  
バーの年齢はおおむね60歳からなん  
ですけど、会員は新城市で今600名  
ほどいらっしやいますけど、でも、  
会員がなかなか減少傾向が止まら  
ないということで、一つは、やっぱり  
年金の関係が65歳からもらえる  
ということになると、一旦、会社は  
60で定年になるとか、また延長  
で65まで使ってもらえる。給料は  
下がりますけど、それでもやっぱり  
そこにしがみついておりますよ  
ね。シルバーに入っても、な  
かなかそういうお金はもらえ  
ないですから、やっぱり今  
まで勤めていたところ

でお世話になりたいということになりますと、65とか65過ぎぐらいまでは、働ける限りは働かせていただきたい。そういうふうになってきますと、シルバーに入っただけの方も、65歳以上の方で、ちょっと休んでからお世話になるのかなんてというような感じの方になっていると思うんですね。

そうしますと、やっぱりそのシルバーの方でも高齢化をしていく。だんだん人が、なかなか新しい人が入ってこない。80歳でも現役でやっているというような状況なんかもありますので、それは一つの問題なんですけど、もう一つは、今、農業をやっていた方、兼業であっても専業であっても、息子さんが市外に出ている。そうすると、働けなくなってくると、その親御さんたちも老後は施設に入るか、また息子さんのところに、市外へ出ていく、そういうふうになってますので、市外の方は、農地を耕作放棄地と言われるのか、休耕地にしていくか、どちらかなんですけど、それでも周りの人の環境を気をつけて、シルバーに草刈りをお願いします。生産は全くしてないんですけど、年に3回ぐらいは5月、8月から10月ぐらい、そういう中で1反歩あれば、大体1日かかりますから、1万円ぐらいの草刈り費用がかかってくるんですね。それはシルバーにいただけるんですけど、そういう意味では、やっぱり新城市の生産性というのは非常に悪いのかなというふうに思いますし、私どもが自宅の前の三河槇原というところなんですけど、14戸ぐらいしかないんですけど、それでも、駅から川に沿っては、2町歩ぐらいの田んぼがあるんですけど、そこをつくっているのは、今、3世帯しかないんですね。そういうふうになってくると、もう90%以上が耕作放棄地で、そこに今度は草が生えてますから、イノシシが出てくる。イノシシが出てきて掘り起こしたら、もう田んぼにならないですよ。そういうような状況。

地元で自分たちの目の前でそういう状況があるものですから、今、地域というんですか、区の関係の中では、東部地域振興協議会の中で、いろいろと自分たちの住みよいまちづくりですかね、目標とする町はどういうふうな町にするのかということ、地域カルテというものを作成しながら、今月中より4月31日までに提出をさせていただいて、またこれからその問題について打ち合わせをしていこうというような、今、動きがあるんですけど、そういう問題なんかに大きく関係もしてくるかなあというふうに思いますので、期待をしている部分と、自分たちがどういうふうに、しっかり目標を持ってやっていかないのかなというところですね。

それから、もう一つは、やっぱり地区とか区の関係で見ていくときには、合併後の関係ですね、もう合併して10年以上経つわけなんですけど、やっぱり合併後のまちづくりとか整備とか、そういうものはやっぱり新城市としてしっかりとやっぱり目標を持ってできるような形がぜひ必要ではないのかなというふうに考えさせていただきますので、その辺のところも考えながら、話題提供させていただいたらありがたいなというふうに考えておりますけど、もう一つは、大胆なやっぱり先ほども何人かの方がお話いただいたんですけど、兼業農家とか兼業林業であっても、やっぱり働く場所がないものですから、どうしても市外へ出ていく。老後は市外の子供さんたちにお世話になる、そういうような部分が非常に目立ちますので、そういうところをぜひ解決できるといいのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○鈴木誠委員長 ありがとうございました。それでは、最後になりますが、よろしく願いいたします。

○菅谷委員 よろしく願いいたします。一般市民の立場からお話しさせていただきます。私

も子どもが3人いますけど、やはり新城から出てしまって、今、名古屋に住んでいると。やはりそういったところで、親として子供に地元就職とか、そういう部分がどうやってというか、新城はいいところだよといっても、やっぱり何がいいのかとか、そういったことがうまく説明ができないというのが、今、現実のことだと思っているので、娘自体にはできていません。

先ほど消滅都市ということでお話があった、その20歳から39、これにぴったり当てはまるんです、うちの娘が。だから、その辺のところを考えると、やっぱり親として、環境もなんですけど、そういう考え方とか、そういったものを、どう子供に伝えていくかということが非常に大事な問題ではないかなと思います。

それと、あと、新城として、もっと田舎のところも都市としてはあると思います。そこというのは、特色を生かして、地場ブランドとか、やっぱりそういったものを普及させて、明るいまちづくりを多分していると思うんですね。今、私が思うには、やっぱり地場ブランドというものが新城にはそうないんじゃないかなというふうに思っています。

この第2東名ができて、新城インターができます。この新城インターがただの通過点になってしまうと、新城が何も良さがなくなってしまうということ、要は、観光の面でも、産業の面でも、やはり今まで行政というのは縦割りで、こういう横のつながりというのは全然なかったような気がします。本来、こういった総合振興条例という名前のおり、やはり各界が知恵を出し合って、より一つの地場ブランドをつくっていく足がかりには非常にいい機会だと思います。

今、産業を誘致してのグローバル資産になるばいものと、あと、山村の小さなところから、農業とか、そういったものを足がかりに、里山資本主義というような形で、新城には多

分、流れとしては2つあると思います。ここも導入をして、新たな新城市というものをつくっていくということが、地場ブランドにつながる、そういうふうに思っています。

以上です。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。第1回目で、事務局等からの話題提供が随分私の話も含めて大変多かったものですから、皆さんからのお話を十分聞く時間を圧迫させてしまいまして、申しわけありません。

ただ、きょう、今皆さんから一言、一言いただいた内容に、新城の産業の問題点とか、それから総合的な振興の方向性というのが、何かヒントとしてあるような気がしてならないのです。それが何なのかということ、やはり思っただけじゃなくて、実態として明らかにしていくということ、これからやらなきゃいけないだろうというふうに思いました。

そこで、きょうもこれで時間が随分過ぎてしまっておりますので、次回に向けての、次回が、第2回目が一応、11月ぐらいまでを予定されております。先ほどの事務局の事業スケジュール、資料の5ページのところにありますけども、これによると、第2回目は11月なんですけど、その間にワーキング部会をつくって、実態調査をやろう。アンケートは今後、つくるわけですけども、あわせてヒアリング調査をやって、どういうやはり観点に、あるいはどんな振興策がこれから必要なのか、どこにターゲットを置くといいのか。総括的でもいいのか、それともやはりピンポイントということ意識して取り組むのか、このあたりも意見を伺う活動をしなきゃいけないと思います。

そこで、8月の半ば過ぎたら、9月いっぱいぐらいにかけて、まずは第2回目の調査を始めようということになります。きょう、委員の皆さんに2つほどちょっと御相談したいことがありまして、一つは、これから事務局のほうでヒアリングじゃなくて、アンケート

調査のたたき台からつくっていきたいと思います。皆さん全員に、一人一人チェックをして、それで郵送なり、あるいはお持ちするなりして、見ていただくような形で、ここにお集まりいただくことではないんですけども、まず、それをお願いしたい。

それから、2つ目は、ワーキンググループをつくる際に、皆さんにも御協力いただけるかどうかということなんです。皆さんにというのは、皆さん、大変お忙しいと思いますけれども、委員の皆さん御自身か、もしくはきょう、大変大きないろんな事業所の方とかおみえになりますので、そういうところの事業所の関係の例えば従業員の方とか、そういう方に御協力いただくことができるかどうかという御相談なんです。これは農業、先ほど個人事業所の若手の事業所の方も含めてということなんです。

私、そうやって提案する以上、自分の学生ももちろん協力して、皆さんと一緒に回らせていただくと思っていますので、私も参りますので、皆さん、どうでしょうか。

まず、時間の関係で、アンケートについては御協力いただくとして、ヒアリングのためのワーキング部会をつくるということについては、まず、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木誠委員長 皆さん御自身、もしくは職員の方に御協力いただくことはできるのでしょうか。どうでしょうか。何か御意見があったら。ぜひお願いしたいんですけども、何か研修に役立てるとか、いろいろと活かし方があるんですけども、どうでしょうね。

はい、どうぞ。

○今泉委員 ワーキング部会の構成はどのぐらいの規模を考えているかなんですけど、今言う役割というのが、テーマにいくまでの今は何やっていくのかということですか。

○鈴木誠委員長 そうですね。事務局のほう

でまず、規模としてはどうですか。

○事務局(川合課長) 今、ワーキングの部会をというお話をさせていただいたのは、やはり調査をするときに、その方たちが業種を越えて、どんな意見を持っているかというのを肌で感じてもらいながら、条例のほうの資料をつくらせていただくという形の中で、こういうものが必要ではないかというような観点を少しでも、ここにお集まりの委員の方プラス大勢の方に御参加いただきながら、無論、設問もそうですけれども、設問をどんなふうにしたら、その産業の方たちからいい話を伺えるのかを含めて考えておりまして、この公募委員の方は団体ではないので、直接御参加いただくという部分も考慮させていただければというふうに思っておりますし、集まっていたくというのはなかなか大変という部分もありますので、メール等を使わせていただいたり、ファクスを使わせていただいたりというような形の中で考えておりまして、できればワーキングの委員の方の、16人なんですけど、副市長もいますので、うちの市の職員もこちらにおりますので、そういう方たちと、民間の方たちと一緒につくっていくというような形でできないかなあというのを考えておりまして、規模的には、この16名の方のプラス職員も含めて、全て合わせても25ぐらいの規模になるかなと。

ですので、なるべくお一人お一人の負担は減らしながらというのでも、お忙しい中で業務の部分の内容もございますので、ということはあるんですけど、その対象を絞らせていただくときにという部分もありますので、両方の面から負担をなるべく少なくするという内容と、先ほど言った愛知大学の先生のゼミの方たち10何人というようなお話も伺っておりますので、ほぼ30ぐらいの方が御参加いただければ、先ほど言った墨田の話ではないんですけど、やはりある程度、意見を集めてくる作業には、やはりマンパワーの部分はどうしても

必要なというふうに思いますので、御協力  
いただきたいというふうに思います。

○鈴木誠委員長 実際にどれぐらいのこれか  
ら団体の、事業所もあるのかということにつ  
いてはあれですが、あとで聞きたいと思いま  
すが、どれだけの実質なっていくのか言えな  
いんですけども、ですから、例えば、事業所  
のアンケートにつきまして、例えば、各事業  
所へ2人ないしは3人ぐらいは御協力いただ  
けないかということで、そういうことになっ  
ていくかもしれません。

ただ、まだ今どれぐらいということの数が  
決まってませんので、これからどこを回るか  
をめぐっての案をつくって、皆さんにも一回  
見てもらって、それで、これじゃ足りないど、  
あるいはこの地区も回るべきだと、いろんな  
御意見をいただいて、それで最終的な訪問数  
を確定していくことをしたいんですね。それ  
にあわせて、今度は委員数をそろえてきてま  
いります。ひとまずは皆さん、それぞれのお  
立場から、ここら辺は代表の方がおみえに  
なるんですが、御協力いただけるかどうかとい  
うところなんです。

大体のイメージとしては、1名から5名と  
いう範囲ではないかな。私のところが12名  
出れば、それでいけると思うんですけども、  
規制しちゃったら現実に御協力いただけない  
実質があるとしたんです。

それから、職員の方も今回、ここにおみえ  
になるベテランの方というよりも、地元では  
働いている若手の方とか、そういう方が、若  
手というふうに言ったのは、根拠ありません。  
気持ちが若いということだと思えます。

はい、どうぞ。

○梅津委員 委員は、集まっていたいたほ  
うがいいということではない。要は、こんな  
質問をしたらとか、そういうのをもらいな  
がら、じゃあ、もう少しこんなことをというつ  
け加えをしたほうがいい、そういうアドバイ  
ス的なことでいいんですか。

○鈴木誠委員長 実際に調査に伺う実動部隊  
をこのワーキングでつくります。ですから、  
ワーキングですので、働く人たちということ  
になります。ですから、何を働くかというど、  
この審議委員会で皆さん、きょうはこうい  
うふうですけど、もうちょっと小さなテー  
ブルをつくって、実際にわいわいと議論を  
していただくことになると思います。ワー  
クショップのような形になると思います。そ  
こに出す題材、情報を集めてくるという、そ  
ういうやはり舞台といいますか、ということ  
が必要になると思います。それはコンサルに  
任せるといふわけにはいきません。やはり  
地元の皆さんの希望の生活経験とか、ここ  
にやっぱりこの人の話を聞くべきという人  
が必ずおみえになると思いますので、そ  
うやって職務中か、あるいは仕事のない土  
日とか、こういったところで、無理のない  
範囲で集中して回れるようなことができ  
たらというふうには思っています。

もちろん自分のところはどうしても仕事  
の関係で、人材問題大変だということがた  
くさんありましたので、とても出せないとい  
うことであれば、それはそれで現実だと思  
いますので、皆さん各委員がここで御審  
議いただくところでお力をかしていただ  
ければと思いますけども、どうでしょう  
か。

○荻野委員 これを丸々使うんでなくて、  
アンケートやったり、車で事業者を回り  
具体的内容をもってやりとりするとい  
うことですか。

○鈴木誠委員長 それは大事なこと  
ですね。職務の一環としてということも  
あり得ますね、それはもちろん。ぜひそ  
ういう御提案もいただけると助か  
ります。それぞれに違うと思います  
ので。仕事の取引のつながりで、そ  
ういったものが一番ありがたいと思  
います。どうでしょう。

ヒアリング票についても、一度たたき  
台をつくって、皆さんにもんでもら  
うようにしたいと思います。それで、  
大体これで聞いてこ

ようというように案を、ヒアリングをつくりますので、あとそれを使ってヒアリングをする方法については、土日を使って、例えば、頼むなり、あるいは、そういうやり方もあるでしょうし、それから、今のように、取引先がおありだということで、例えば職務の一環で回るといふこともあるわけです。いろいろな方法があるんですね。

ということで、やり方については、各委員の皆さんのアイデアをいただきながら進めるという、まずは方法というか、方針はよろしいでしょうか。その点についての無理のない形でというのは、そういう形です。

浅見さん、どうですか、何か考え、アイデアありませんか。

○浅見委員 お仕事されている方たちだとなかなか、私だったら家にいる旦那さんの負担に対してとか、そういう形から、動くだけって、意見を出せというのは難しいんですけども、ちょっとこれ持って行ってきてとか、それだけの、ちょっと手伝ってというんだったら声かけはやりませうけど。

○鈴木誠委員長 書いてというふうに行って、それをお願いしながら、そしてわざわざとお話をするということですね。

○浅見委員 出会ったときに、職務中とか、そういうことでない場合、それぐらいのことでもいいんなら、声をかけられると。

○鈴木誠委員長 そういう形でもできるようなヒアリング票がはいいかもかもしれません。ヒアリングというか、確か人数は記入してもらうような票なんですね。

ほかはどうでしょうか。

それでは一回、やり方についての御意見もまた改めて伺わせていただきながら、アンケート並びにヒアリングをやって、新城の産業の実態を把握することに努めていくという、まずは方針、方向については御了解いただいたということで、きょう確認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木誠委員長 それで、委員の皆さんには、ここで、この審議会で積極的に意見交換をして、条例素案をつくって、これはお力をいただきますけども、そのための材料集めのところは、今、皆さんからヒントをいただきましたので、いろんな方法で情報収集をするという、まずはそこで、具体的な方法についても、皆さんに各位、別に御相談をするということで、ではそのように進めさせていただきますので、ありがとうございました。

それでは、時間が随分延長してしまって、大変申しわけございません。そういうことでワーキングは実際に機会を設けて、調査等も行うということで御了解いただきました。ありがとうございました。

それでは、事務局のほう、何かありますでしょうか。

○事務局(川合課長) それでは、ありがとうございました。ワーキングのですね、もし、これは強制ではありませんし、御協議いただいた上で、次のステップとして、そういう方が提出できればということで、御了解をいただきたいというふうに思いますので、あと、それでこの会を閉じてしまうと、どういうふうな形をというふうなこともありますので、もちろん、今、用意もさせていただいておりますので、もし選出ができるのであれば、そちらに記入いただいてという形をとらせていただけないかなというふうに思いますので、これは強制ではありませんし、ということで。

○鈴木誠委員長 ワーキングの部会に委員の皆さんも入っていただけるといふパターンでいいですか。

○事務局(川合課長) ですので、今、お渡しさせていただくのは、ワーキングメンバーを選出いただける方は御協力くださいというように内容で配らせていただくということも御了解いただけますでしょうか。

○事務局(川合課長) そうです。結構です。

ですので、御検討いただいた上でということで、これは強制ではございませんので、そういう形をとっていただければというふうに思いますので。

ですので、必ず出していただくものというものではございません。御協力くださいというお話をさせていただいてということで、御了解をいただきたいと思います。皆様でも結構ですし、皆様から御推薦いただいた方でも結構ですので、お願いをしたいと思います。○鈴木誠委員長 こういう審議会の検討、その部会を設けて、そしてワーキング部会の何々お願いしますというふうに固めてしまうことがあるんですけども、この新城の場合、そうじゃなくて、委員の皆さんでも、このテーマについて、もし御関心があれば、この審議委員会に集まるのは、次、11月なものですから、その前に調査のためのワーキング部会を設けるに際して、その委員になって、また若い女子メンバーと一緒にわいわいやってもいいよといった、そういうふうな、そんなにお時間とらないと思います。お力を貸していただける方がおみえになれば、名前書いてということですし、また、皆さんの所属の、例えばいろんな委員会の中で、こういう人がとても発言がうまいからということで推薦いただいてもいいだろうということでもありますね。そうですね。

○事務局(川合課長) はい、そうです。

○鈴木誠委員長 じゃあ、まだ、8月5日までありますので、人数は限りませんので、皆さんと同時に、また、どなたかでも結構ですので、ぜひ御協力いただきますよう、私も協力してまいりますので、ぜひお力をおかしてください。

それでは、第1回目、大変時間が延びてしまいました。これからは時間の範囲でしっかりやるようにしたいと思います。

きょうは本当に長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。